

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成27年4月16日(2015.4.16)

【公開番号】特開2014-48328(P2014-48328A)

【公開日】平成26年3月17日(2014.3.17)

【年通号数】公開・登録公報2014-014

【出願番号】特願2012-188809(P2012-188809)

【国際特許分類】

G 09 F 9/00 (2006.01)

【F I】

G 09 F 9/00 3 1 2

G 09 F 9/00 3 5 1

【手続補正書】

【提出日】平成27年2月26日(2015.2.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

表示面を有する第1の面と、前記第1の面とは反対側の第2の面と、設置面に接触可能な第1の支持部とを有する本体と、

前記本体に取り付けられ、前記設置面に接触可能な第2の支持部を有するスタンド部材と、

前記本体を前記設置面に起立させる第1の回転位置と前記本体を前記設置面に横臥させる第2の回転位置との間にわたって前記スタンド部材を前記本体に対して回転可能に支持するヒンジ部と、前記ヒンジ部に設けられ前記第2の回転位置側から前記第1の回転位置側へ向かう回転力を前記スタンド部材に付与する弾性部材とを有するヒンジユニットとを具備する電子機器。

【請求項2】

請求項1に記載の電子機器であって、

前記ヒンジユニットは、前記回転力を設定することが可能な調整機構をさらに有し、

前記調整機構は、前記回転力が、前記第1の支持部を中心とする前記本体の自重による回転モーメントとつり合う大きさに設定される

電子機器。

【請求項3】

請求項2に記載の電子機器であって、

前記調整機構は、前記回転力を前記本体に対する前記スタンド部材の相対位置を保持できる大きさに規制する

電子機器。

【請求項4】

請求項3に記載の電子機器であって、

前記調整機構は、前記第2の回転位置から前記第1の回転位置側への所定角度範囲において前記回転力に対する規制を解除する

電子機器。

【請求項5】

請求項1から4のいずれか1つに記載の電子機器であって、

前記弾性部材は、トーションバネを含む
電子機器。

【請求項 6】

請求項 1 から 5 のいずれか 1 つに記載の電子機器であって、
前記ヒンジユニットは、前記第 2 の面に配置される
電子機器。

【請求項 7】

請求項 1 から 6 のいずれか 1 つに記載の電子機器であって、
前記ヒンジユニットは、前記本体の高さ方向の中心位置よりも前記第 1 の支持部側に配
置される
電子機器。

【請求項 8】

請求項 1 から 7 のいずれか 1 つに記載の電子機器であって、
前記第 2 の面は、前記本体の外側に向かって突出する凸面部を有し、
前記凸面部は、前記スタンド部材が前記第 2 の回転位置に回転したときに前記設置面に
接触可能な第 3 の支持部を有する
電子機器。

【請求項 9】

請求項 8 に記載の電子機器であって、
前記スタンド部材は、前記第 2 の回転位置において前記凸面部の周囲に沿って屈曲した
形状のアーム部を有する
電子機器。

【請求項 10】

請求項 9 に記載の電子機器であって、
前記凸面部は、前記凸面部の先端中央部に向かって傾斜するテープ状の周面を有し、
前記アーム部は、前記周面に対向し前記周面に対応するテープ状の内周縁部を有する
電子機器。

【請求項 11】

請求項 1 から 10 のいずれか 1 つに記載の電子機器であって、
前記第 1 の支持部は、前記本体の一前面に設けられ、
前記前面は、平面状または曲面状の傾斜面で形成される
電子機器。